



どのように変わるのですか？

年金の支給開始年齢にかかわらず、60歳以上で退職後継続して再雇用される人が、その手続きの対象となります。



生年月日だけでなく男女でも年金の支給開始年齢が違うので今後の管理を心配していましたが、シンプルな仕組みになってほっとしました。

それでは、60歳以降の再雇用時の社会保険料の改定について整理しておきましょう。



4月に60歳定年を迎え、継続雇用される場合

<前提条件>

- ◆ 昭和28年4月15日生まれの男性(年金の支給開始年齢は61歳)
- ◆ 60歳の誕生日が属する4月末日で定年退職 → 継続雇用により平成25年5月1日付で再雇用
- ◆ 定年までの給与(諸手当を含む)35万円、5月の再雇用時の給与(諸手当を含む)28万円
- ◆ 給与は当月末締め・当月25日支給の会社に勤務

※社会保険料(健康・介護・厚生年金保険料)は、通勤手当を含む給与の総支給額を等級に当てはめた「標準報酬月額」に保険料率を掛けた金額で、労使で半額ずつ負担します。

標準報酬月額×保険料率×1/2=給与から控除される厚生年金保険料

※社会保険料は翌月控除です。たとえば、4月分の保険料は5月中に支給される給与から控除されます。

厚生年金保険料率 167.66/1000 (平成24年9月~平成25年8月の保険料率)

4月30日で定年退職し社会保険の資格を喪失すると同時に、再雇用により5月1日付けで社会保険の資格を取得する手続きを会社が行う

	3月分	4月分	5月分
給与(円)	350,000	350,000	280,000
標準報酬月額(円)	360,000	360,000	280,000
厚生年金保険料(円)	30,179	30,179	23,472
給与からの控除	4月25日	5月25日	6月25日

- 60歳以上の再雇用の場合 実際に控除される保険料が下がるのは、5月分が控除される6月25日から。
- 60歳未満の場合 8月分が控除される9月25日から。60歳以上は早く社会保険料の負担を下げられる効果がある。

60歳未満で給与改定があった場合の取り扱い(原則の取り扱いで「随時改定」という)

5月に給与が下がっても、給与から控除される社会保険料が下がるのは9月になる

	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分
給与(円)	350,000	350,000	280,000	280,000	280,000	280,000
標準報酬月額(円)	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	280,000
厚生年金保険料(円)	30,179	30,179	30,179	30,179	30,179	23,472
給与からの控除	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日

Topics

継続再雇用時の手続き

60歳以上で退職後に継続再雇用された時や定年以外でも契約更新時に給与が下がる場合には、再雇用(再契約)された時の給与に応じて標準報酬月額を決定できるので、早く社会保険料の負担を下げることができます。具体的には、会社が被保険者資格喪失届と取得届を同時に提出する方法で行い、健康保険証も新たに発行されることとなります。ただし、これは60歳以上に限定した取り扱いです。



定年後の継続雇用時の
社会保険料改定対象者が変わります

いよいよ平成25年4月から改正高年齢者雇用安定法が始まります。定年後の継続雇用を支援するため、継続雇用時の社会保険料の改定対象者の基準が変わります。



今まで定年後の継続雇用制度の対象者は労使協定の基準で決めていましたが、4月からは改正高年齢者雇用安定法に基づき、原則として希望者全員が継続雇用制度の対象者になるので、就業規則を改定しました。4月に60歳定年を迎える男性社員がいます。(真次 人事担当)

4月に定年・再雇用だと、継続雇用時の給与が下がれば、すぐに社会保険料を下げる手続きができますね。



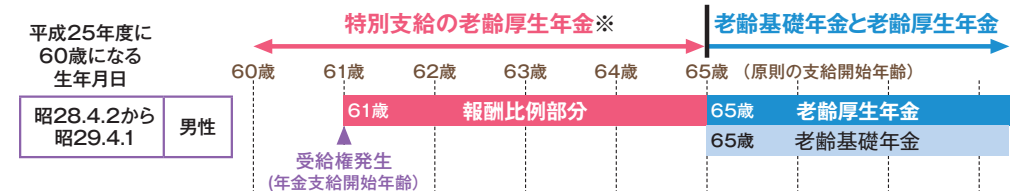
え? すぐに社会保険料を変更できるのは、特別支給の老齢厚生年金を受けられる人でしたよね。4月に60歳になる男性の支給開始年齢は61歳なので、すぐに社会保険料を下げる手続きは、まだできませんよね?

真次さんは、年金制度をよく理解されていますね。でも、その取り扱いを平成25年4月から変更する通知が平成25年1月25日に出たんですよ。



改正前の通知内容は次のとおりでした(平成25年3月31日までの取り扱い)

60歳から65歳になるまでの特別支給の老齢厚生年金の受給権がある人は、定年後の継続雇用時に給与が下がった場合、下がった給与に応じてすぐに社会保険料を下げる手続きができる。平成25年度に60歳なる男性の年金支給開始年齢は61歳。つまり、平成25年4月に60歳の定年を迎える男性は、60歳時点ではまだ年金を受けられないので、その手続きの対象とならない。



※特別支給の老齢厚生年金は60~64歳の期間限定の年金で、生年月日と男女によって支給開始年齢が異なる。



横山玲子 社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>